

1 斉藤雅子議員

- 1 「介護マークのカード導入」について
- 2 「不妊治療費の助成」について
- 3 「耐震化対策」について



1 「介護マークのカード導入」について

町議会公明党を代表し、一般質問をさせていただきます。

始めに、介護マークのカード導入について。

外出先や買物等で認知症や障がいのある人達を介護している事を周囲に知ってもらうため介護中のマークを普及させる取り組みが道外の自治体で広がっています。道内の介護関係者からも道内での普及を、との声が上がっております。

このマークは、介護中の文字を両手で支えるデザインで緑とオレンジの2色が使われています。介護者がカードホルダーに入れて首から下げて使用しています。

静岡県が作成し昨年、平成23年4月から介護マークの名称で県内に配付したのが始まりと言われております。

静岡県の担当者によると、きっかけは平成21年の夏、認知症の妻を介護する男性からの訴えだったようです。男性は、高速道路のサービスエリアで妻をトイレに連れていった際、不審者と間違えられ警察に通報される体験をしたそうです。認知症や障がいのある人を異性が介護する場合、周囲から見ると介護している事が、わかりにくくトイレの付き添いや下着を買うとき等、誤解や偏見を持たれる事があります。本町においても、この事を知った町民の皆さんから介護中である事を示すマークが、あるといいですね、これがあると助かるねーとの声があります。

厚労省も静岡県の介護マークの取り組みを受け、平成23年12月、都道府県に対して管内の市町村に周知するよう事務連絡を出すなど後押しを始めました。道では、それぞれの市町村で取り組んでほしいとの考えであります。既に導入している自治体は配付を行政の担当窓口に限定し、希望者に配付しております。高齢者は今後も増え続けるため、病院などでは、全ての要介護者を受け入れる事は難しくなっています。実際、特別養護老人ホームの入所待ちは40万人以上と言われております。多くの人は在宅で介護を受けざるを得ないのが現状であります。国も施設から在宅への方向性を強めています。在宅で介護される人、介護する人が余計なストレスを感じる事なく安心して外出や買物等の生活を送っていただくためにも行政からのサービスは欠かせない要件と考えます。

平成24年11月現在、岩内町における要介護認定数は約840名で、そのうちの介護サービス利用者550名のうち330名の方が在宅介護をされています。在宅支援推進の一環として介護マークのカードを作成し、希望者に配付するお考えはありませんか。

町長のお考えをお聞かせ下さい。

【答 弁】

町 長：齊藤議員からは、3点にわたるご質問であります。3点めの「耐震化対策について」に係るご質問のうち、学校施設に関する部分につきましては、教育委員会からお答えいたします。

1点めは、介護マークのカードを作成し、希望者に配付する考えはないか、とのご質問であります。介護マークにつきましては、認知症や障がいのある方などを介護する方が、外出中、トイレの付き添いなどの時に、周囲の人から、誤解や偏見を受けることがないように、自分が介護中であることを知らせるための手段として、平成23年に静岡県が取り組みを始めたものであります。

町としては、介護マークの導入について、他町村の事例からも、認知症や障がいのある方などが、ご家族といっしょに気軽に外出したり、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことに、十分な効果が期待できると考えているところであります。

従いまして現在は、既に実施している自治体や、各方面を通じて情報収集を行いながら、介護マークの普及方法等についての検討を進めている状況であります。関係者のご意見等も踏まえた中で、環境が整い次第、介護マークの導入を図ってまいりたいと考えております。

2 「不妊治療費の助成」について

次に、不妊治療費の助成について。

我が国では、出生率の低下により、少子化が大きな社会問題となっておりますが、一方では子供を望みながらも恵まれず、そのうち夫婦7組に1組が不妊だといわれております。

不妊治療は薬物療法や卵管形成術など医療保険適用の「一般的な不妊治療」と人工授精や体外受精、顕微授精といった「生殖補助医療」に分けられ、生殖補助医療は保険適用されておられません。

そこで公明党は健康保険が適用されない体外受精などの負担を軽減するため、国の「特定不妊治療費助成事業」の創設を粘り強く主張・推進し、平成16年度から、少子化社会対策基本法に基づく特定不妊治療費助成事業が開始され、国と都道府県等の自治体が体外受精及び顕微授精の特定不妊治療を対象に1年度当たり1回15万円。1年目は「年3回まで」、2年目以降は「年2回まで」で、通算5年間で10回を超えない範囲で助成を行っています。

また、所得制限は、夫婦合算で、730万円となっています。

しかし、不妊治療では、体外受精で1回当たり平均30万円。顕微授精は40万円程度の費用が必要とされ、治療を受けるカップルにとっては大きな経済的負担となり、こうした助成では賄いきれない治療もあり、不妊に悩む方々が治療に踏み出せない状況もあります。

国立社会保障、人口問題研究所がまとめた最新の「出生動向基本調査」によると、夫婦の約3割が不妊を心配し、そのうち約半数は実際に不妊の検査や治療を経験しているとの事です。

こうした事から、自治体によっては助成額のアップや所得制限の撤廃など、独自の上乗せ給付を行っているところもあります。

そこで次の点について伺います。

1、岩内町では不妊治療及び特定不妊治療助成事業の周知を窓口相談も含めて、どのようにされているのか。

2、道では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図る事を目的とし、平成16年度の制度創設以来、助成額、助成回数、助成期間、助成限度額、助成制限について、既に4回の引き上げの制度改善の改正が行われ、助成実績も年々大幅に件数が増えており、平成24年1月現在、道内では38の市町村が道の助成事業に上乗せする助成制度を設けていると聞いております。

そこで特定不妊治療費助成事業で対象としている治療の助成に町として独自に上乗せする考えはありませんか。

3、現在、行われている特定不妊治療の外、一般不妊治療についても、町独自で助成する考えはありませんか。

以上、3点についてお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：2点めは、不妊治療費の助成についてのご質問であります。

1 項めは、不妊治療及び、特定不妊治療 助成事業の周知についてですが、現在は、北海道が作成したチラシを担当窓口を設置し、希望する方に配布しているほか、町民から問い合わせがあった場合は、担当の保健師が説明を行うとともに、後志総合振興局の相談窓口や、北海道のホームページを紹介するなどの対応をしております。

2 項めは、北海道の助成制度に対する、町独自の上乗せについてであります。

北海道の助成制度は、少子化対策の一環として、夫婦間の不妊治療における、経済的負担の軽減を図るため、医療保険の適用外であって、高額の治療費を要する場合に、費用の一部を助成するものであります。一方、町の少子化対策等の取り組みとしては、妊婦健診に対する14回分の助成や、乳幼児健診の実施、さらには、育児相談や家庭訪問などを通じた、乳幼児や親、その家族の支援に重点を置いてきたところであります。

高額な不妊治療への助成については、今後の要望などの状況や他の自治体の動向を踏まえながら、まずは、北海道の制度の活用と、その周知に努めてまいります。

3 項めは、一般的な不妊治療に対する、町独自の助成についてであります。

一般的な不妊治療については、薬物療法など、医療保険が適用される治療であることから、現在のところは、町として独自に助成する考えはありませんが、少数ではあるものの、道内には独自の取り組みを行っている自治体もあることから、これらの状況や近隣町村の動向なども踏まえながら、今後の検討課題としてまいります。

< 再 質 問 >

えーまずあのー、1点目ですが、えーあのー、不妊治療の不妊治療の助成についてですが、えーあのーまあー、道のチラシとかまた道のえーと道からの連絡等で、そのようにまあ色々な相談された時にあのー答えるようにしてるというような返答だったかと思いますが、あのー出来ればですねあのー、広報等でというのは、実は私も議員になった最初の頃に、不妊治療の相談を受けました。

ですけれども、あのー情報もなく、まだこうゆう制度なってませんでしたので、あのー治療費がすごい高いということで、若いご夫婦はまあ諦めてしまって、未だにお子さんはいらっしやいませんが、やはりどこにどうしたらいいかわからないっていうのが、その時のあのー現状でありました。ですから、出来ればもうこのことは、あのー色々なところで言われておりますので、もっと広報等でお知らせ、わかりやすくお知らせして頂いても、いいんじゃないかと思えますので、もっと広くそしてわかりやすくみなさんにお知らせしていただければというふうに思いますが、それについてどうでしょうか。

それからもう1点は、やはりあるおばあちゃんが言うておりましたけれども、あのー自分の孫が結婚して5年7年となる。ですけれど、未だに子どもが出来なくて悩んでいると、であのーどのようにしたらいいのか、困っているみたいだというお話を聞きました。そうゆうことで、結構みなさんあのー誰にでも話し出来ることじゃないですので、あのー若いご夫婦が悩んだりしていることもあるかと思えますので、是非これはもっとみなさんがあのー、相談出来やすい方法っていいですか、広報等でお知らせ願えれば、あっこ行けばいいんだなということが、あのー早くわかるんじゃないかと思えますので、その点についてお伺いしたいと思えます。

もう1点は、あのー道の助成制度を利用したここ数年間の本町の利用状況はどのようになっているかお知らせお願いいたします。

【答 弁】

町 長：

齊藤議員からは、2点にわたる再質問であります。2点めは教育委員会からお答え致します。

1点めは、不妊治療について2項目の再質問であります。1項めの不妊治療に関する助成事業の広報等による周知につきましては、個人差の問題もあることから、誤解を生じないよう配慮することが、必要であります。

従いまして、詳細についてはこれまでどおり相談窓口等の紹介などにより対応してまいります。

2項めは、北海道の助成事業についての町民の活用状況であります。北海道の取りまとめによりますと、岩内保健所管内の利用状況として、平成23年度で4件となっております。

以上です。

< 再々質問 >

えー、プライベート的な事もありますので、詳しくどうのこうのじゃなくて、えー悩む方はこちらの方へご相談下さいというそういうような周知方法でも、いいかと思えます。

で、あと詳しいことは、そちらの方でということではんと窓口的なあの一悩みがあった方こうゆうところに相談できますよとゆうような感じであのー、詳細でなくて、そんなにこまかくなくていいですからそのようにして頂ければ、みなさんあの一みなさんわかるんじゃないかなというような気がしますので、そういうような方向性ってゆうか、努力のほどをお願いしたいと思えます。

3 「耐震化対策」について

次に学校の非構造部材の耐震化についてお伺い致します。

3. 1 1 の東日本大震災において、多くの学校施設で天井や照明器具、窓ガラスなどの非構造部材が落下し、避難場所として使用できなくなり、負傷者も多数発生しました。

このような被害が報告され、改めて非構造部材の耐震化の重要性が明らかになりました。

文科省の調査では、平成23年5月の時点で、耐震点検を行っていない学校が34.7%もあるといわれております。

また天井などの非構造部材の耐震対策を実施している学校は45.4%と半数にも満たない実態が判明しております。

そこでお尋ねいたします。

本町では全国に先駆けて平成22年9月に小学校、中学校の耐震化を終了しておりますが、学校施設の非構造部材の安全点検等を実施されているのでしょうか。

また、学校施設は子供たちの活動の場であるとともに、非常災害時には避難所となる事から、非構造部材の耐震化を早急に図るべきと考えますが、町の見解をお伺い致します。

次に、民間住宅の耐震化についてお尋ね致します。

本町では、民間住宅の耐震診断相談窓口の設置や耐震診断補助や耐震改修助成など取り組んでいただいておりますが、民間住宅の耐震化の進捗状況をお聞かせ下さい。

以上であります。

【答 弁】

町 長：

3点目の「耐震化対策」について、3項目にわたるご質問であります。

1項めと2項めは、教育委員会からお答えいたします。

3項めは、民間住宅の耐震化についての質問であります。

本町では、民間住宅の耐震化に対する取り組みとして、平成18年度より耐震改修相談窓口を開設し、その後、平成22年より広報誌やパンフレットによる啓発を実施しています。

また、平成23年4月より既存住宅への耐震診断及び耐震改修に対する助成制度を始め、それに合わせて、戸建て木造住宅について、無料の簡易耐震診断を相談窓口において実施しているところであります。

これまで、広報誌やパンフレットによる啓発を5回行い、無料簡易耐震診断については、現在までのところ4件の実績となっておりますが、助成制度活用につきましては、現在までのところ実績がない状況であります。

【答 弁】

教育長：

3点目の1項め及び2項めの「学校の非構造部材の耐震化」に関するご質問については、私からお答えいたします。

1項めと2項めは、関連がありますので、一括してお答えいたします。学校施設は、子どもたちの活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所となるなど、その安全性の確保は極めて重要であることから、文部科学省はこれまでも優先的に学校施設の耐震化を推進して参りました。

本町におきましても、こうした重要性を鑑み、平成21年度から2カ年で町内全ての小中学校の構造体の耐震化を実施したところであります。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、学校施設で天井材や照明器具が落下するなど、非構造部材による被害が多く発生し、応急避難場所として使用出来なかった事例も挙げられております。

こうしたことから、文部科学省では、改めて構造体と合わせ非構造部材の耐震化も重要との認識にたち、公立学校施設における非構造部材の耐震点検を実施するよう、平成23年5月に各市町村教育委員会に通知があったところであります。

この調査は、調査時点を平成23年5月1日とし、非構造部材の範囲と調査内容を、天井材では、下地材や天井ボードの落下、照明器具は、はずれや落下、窓ガラスの建具では開閉難や破損、外装材ではモルタルなどの落下、書棚の転倒、吊り下げテレビの落下などを点検対象としております。

また、点検時期については、学校職員による目視点検を調査時点から1年以内とし、学校設置者や専門家による点検を3年以内としております。

岩内町教育委員会としては、本町の全ての小中学校が建築後30年以上を経過していること、児童生徒の安全確保の観点から、学校職員による目視点検を直ちに取組むこととし、平成23年中に町内全ての小中学校で終了したところであります。

この点検によっては、学校からは、建物の老朽化が進んでいることから、内外装材を中心に亀裂や窓ガラス建具の開閉難、テレビの吊り下げなどの報告を受けたところであります。

次の段階になります学校設置者や専門家による点検については、学校職員の目視による点検に比べ、打診、触診点検の追加、更には点検チェックリストが膨大となるなど、専門的な技術や多くの時間を費やすことから、現時点では実施されていない状況にあります。

しかしながら、国の通知にもあるように3年以内に専門家等の点検が求められていることから、町の建築担当とも協議をしながら、今後の対応についての方針を示すことが必要であると考えております。

いずれにせよ、時代を担う子ども達が学校管理下で過ごしている間に、地震災害が発生することは十分予想されるとともに、災害時には応急避難場所となることも考慮すれば、その対策が重要であることは十分に認識しております。

つきましては、まず、専門的な点検を行うことを優先し、その結果、非構造部材の耐震化が必要となった場合には、国の財政支援制度の活用なども含め検討を進めることといたします。

< 再質問 >

次に、2点めに耐震対策についてなんですが、えーとこれから色々点検し、そして、耐震化の改修をあのーもしその点検した結果、耐震化の改修をと考えているというような返答だったと思いますが、そうなった場合にえー、いつ頃その時期はね、いつ頃点検し、改修が必要になった場合にいつ頃から工事を実施されようとしているのか、お伺いいたします。

この2点について、よろしくお願ひいたします。

【答 弁】

教育長：

2点めは、非構造部材の点検と工事時期についてのご質問であります。

専門家等の点検は、今後建築担当とも相談して、協議を行い決定して参りたいと考えておりますが、点検時期については、平成26年度を目途に実施したいと思っております。この、結果を受けての工事は、内容にもよりますが、国の助成制度の活用も検討し、工事スケジュールを策定することが必要と考えております。

< 再々質問 >

それから、あのーえーと先程、非構造部材なんですけども、ほんとにこれはですね、あのー3. 11の時まあご存知かと思いますが、あのー東京の同じ時に東京の九段会館で、大学の卒業式が行われており、この建物自体ははびくともしなかつたんですけれども、つり天井が落ちてきて2人が死亡し、26人が重軽傷で運ばれたということがありますので、これは是非26年度でというお話をされておりましたけれども、是非早期に取り組んで頂きたいと言うことを要望して、終わります。